

小川町告示第147号

令和7年3月4日付け小川町告示第22号により告示した小川町農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案と変更理由書を次のとおり縦覧に供する。

小川町の住民で当該農業振興地域整備計画の案に対して意見がある者は、縦覧期間内に町に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画案に対して異議のあるときは、小川町農業振興地域整備計画の案と変更理由書の縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和7年 9月 5日

小川町長 島田 康 弘



- 1 小川町農業振興地域整備計画の案と変更理由書の縦覧期間
自 令和7年 9月 5日
至 令和7年 10月 6日
- 2 小川町農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所
小川町役場 環境農林課 小川町大字大塚55番地
- 3 意見書及び異議申出書の提出先
小川町役場 環境農林課 小川町大字大塚55番地